

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

当市では、平成 18 年 3 月に三重県の平成 15 年度予測をもとにした津波ハザードマップを作成しましたが、平成 26 年 3 月に三重県が新たな地震被害予想を発表したことを受け、より最新の情報を影響するために、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」を想定した津波ハザードマップを作成している。

なお、三重県が平成 24 年 3 月に発表した津波浸水想定「マグニチュード 9.0 で防潮堤等がない場合」が、当市での最悪の状況を想定したものとなっており、今回作成したハザードマップでは、その外側ラインを「津波避難目標ライン」として位置づけしている。

そのハザードマップでは、当会の活動エリア海岸部から国道 23 号までの海拔 1～2m 程度の低い地域で概ね 2～3m の浸水が想定されている。

さらに海拔 5m 未満の地域でも 1～2m、あるいは 1m 未満の浸水が想定されている。

また、当市の沿岸部は大規模な内湾である伊勢湾に面しており、南海トラフ地震による 20cm の第一波の津波到達時間は概ね 60 分と想定しており、避難には比較的時間があるように感じられるが、常に想定外の事態にも備えて浸水想定区域外へ早期避難することが大切である。

(洪水：ハザードマップ)

当市では、平成 27 年の水防法の改正により指定された想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、ならびに各地域の避難先を水系ごとに洪水ハザードマップとして作成している。

市内において、1 級河川を含む 7 つの水系にて浸水想定されており、1 級河川の櫛田川においては、最大で 5m を超える浸水が想定されている地域もある。

阪内川沿岸部の中心市街地において、高いところで 1～3m の浸水が想定されており、松阪駅周辺においても、0.3m 未満の浸水が想定されている。

当会の活動エリアにおいては、1 級河川の櫛田川周辺の浸水が想定されているが、有間野の一部地域においては、10m 以上の浸水で家屋が水没するおそれのある区域と想定されている。また、ため池が決壊した場合には、飯南町並びに飯高町の一部において、2m を超える浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市では、「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けて、市民への周知と、地域において安全な避難場所や避難経路を検討することに活用されることを想定し、土砂災害ハザードマップを地区別に作成している。

当市において、24 地区が指定されており、当会の活動エリアにおいては、8 地区が指定されている。

(地震：三重県防災対策本部 地震被害想定結果) (平成 26 年 3 月)

当市では、南海トラフ地震の被害想定について三重県が発表している地震被害想定結果をもとに、「過去最大クラス」及び発生確率が低いものの起こりうる理論上最大クラスの 2 つのケースを想定している。

特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生し、市内において冬季の深夜で早期避難者の比率が低いといった悪条件が重なった場合は、建物倒壊や津波による死者数が約 3,600 人、重傷者が約 2,300 人と想定されている。また、建物被害についても揺れや液状化、津波、火災などで約 32,000 棟に被

害が及ぶと想定されており、沿岸部では特に液状化の危険度が高くなっている。

また、このような人的・物的被害はもとより、大きな地震が発生すると電力や通信、上下水道などのライフラインの回復にもかなりの時間を要する上、大量の瓦礫などの産業廃棄物等の処理が必要になり、相当の期間にわたって経済活動が困難な状況に陥る。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（その他）

当会の活動エリアにおいては、これまでも数々の土砂災害に見舞われてきており、特に平成30年9月の台風24号において土砂崩れが発生し、国道166号線が2ヶ月以上不通となり、1年以上片側交互通行規制が行われてた。

（2）商工業者の状況（市内全域）（※松阪香肌商工会管内）

（令和3年6月1日現在）

- ・商工業者等数 7,497 件（※ 354 件）
- ・小規模事業者数 5,806 件（※ 336 件）

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	87	85	地区内に広く分散している
	製造業	82	71	〃
	卸・小売業	79	76	〃
	飲食業・宿泊業	31	30	〃
	サービス業	66	65	〃
	その他	9	9	〃

（3）これまでの取組

1) 当市の取組

- ・松阪市地域防災計画の策定
- ・業務継続計画（BCP）及び災害時職員行動マニュアル策定
- ・防災訓練の実施、市民向け防災啓発冊子の発行
- ・地区防災計画の策定支援
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品（非常食用パン）の販売促進

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年に策定した事業継続計画（危機管理マニュアル）について、本計画との整合性を整理
自然災害発生時や感染症発生時に応急対策等に速やかに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規事業者の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷

静に対応することを周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会地震の事業継続計画の作成

- ・ (別添参照) 事業継続計画 (令和2年度策定、令和6年更新)。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など) の紹介等を実施。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認
- ・ (仮称) 松阪市事業継続力強化支援協議会 (構成員：当会、当市) を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害 (震度5弱の地震) が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

< 2、発災後の対策 >

- ・ 自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当市で共有する。)
- ・ 国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、松阪市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

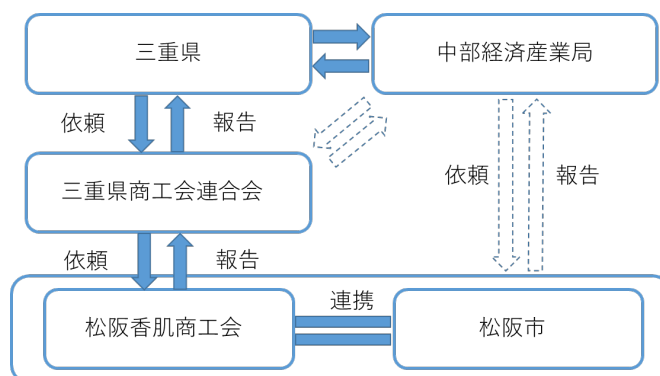
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市でとりまとめた「例：松阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当市又は当会から商工会連合会を通じて県へ報告（メール又はFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告については、原則として災害翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、松阪市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、松阪市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、松阪市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

様式第 3

年 月 日() 12 時 00 分現在

【 災 害 名 】にかかる被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先(TEL)

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、<u>交通網が遮断</u>されており、<u>確認ができない</u>。
☐	(2)被害がある	・ 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ 0. 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

（例）●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

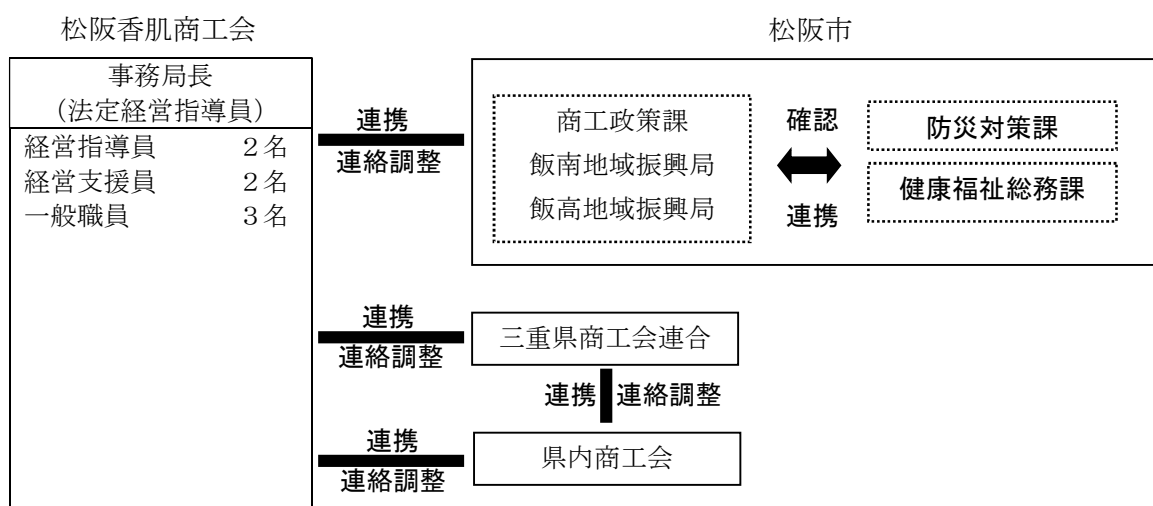
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 木谷 里江 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

松阪香肌商工会

〒515-1411 三重県松阪市飯南町粥見 3950 番地

TEL : 0598-32-2321 FAX : 0598-32-2987

e-mail : m-seibu@ma.mctv.ne.jp

②関係市町村

松阪市役所 産業文化部 商工政策課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL : 0598-53-4361 FAX : 0598-22-0003

e-mail : syok.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市役所 飯南地域振興局
〒515-1411 三重県松阪市飯南町粥見 3950 番地
TEL : 0598-32-2511 FAX : 0598-32-3771
e-mail:chishin.nan@city.matsusaka.mie.jp

松阪市役所 飯高地域振興局
〒515-1502 三重県松阪市飯高町宮前 180 番地
TEL : 0598-46-7111 FAX : 0598-46-1092
e-mail:chishin.taka@city.matsusaka.mie.jp

③その他

三重県商工会連合会
〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階
TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
・ 専門家派遣費	300	300	300	300	300
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ・チラシ作成費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料収入、松阪市補助金、三重県小規模事業支援費補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[松阪香肌商工会] B --> 協力・支援 C[地域小規模事業者] A --> 協力・支援 C </pre>